

鹿児島市立少年自然の家食堂管理運営業務委託仕様書

1 業務内容

本業務は、鹿児島市立少年自然の家の食堂において、集団宿泊学習等の利用者に対する食事などの提供及び厨房の清掃管理等とする。

2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 食事提供の方法等

- (1) 食事の提供は、休所日（月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日）を除く利用申し込みのある日とする。ただし、休所日に臨時に開所し、利用申し込みがある日は食事を提供するものとする。
 - (2) 食事の提供時間は、原則、朝食は午前7時30分から午前9時、昼食は午前11時30分から午後1時30分、夕食は午後5時30分から午後8時とする。
 - (3) 食事の献立は、発注者及び受注者で協議した内容とする。
 - (4) 献立の変更、その他必要な事項は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
 - (5) 受注者は、食物アレルギーを有する児童生徒等への食事提供については、可能な限りアレルギー対応食での提供を行うこととする。なお、対応が困難な場合は、発注者と協議するものとする。
 - (6) 野外炊飯の場合は、食材の準備等を発注者の指示により行うものとする。
 - (7) 食事提供の際は、発注者職員の検食として1食余分に調理し無償提供するものとする。
- ※ 食事提供数の状況（新型コロナウイルス感染症の影響を受けない平成28年～同30年の平均）
・朝食（約7,500食）・昼食（約11,600食）・夕食（約5,300食）

4 食事予定数の通知等

- (1) 食事予定数については、原則、利用日の14日前までに食物アレルギーの状況を含め、発注者は受注者に通知をするものとする。
- (2) 前号の食物アレルギーの状況については、アレルギー調査表及び個票により発注者は受注者に通知するものとし、詳細については、必要に応じ受注者が利用団体の指導者に確認を行うものとする。
- (3) 前各号の通知以後、内容に変更があった場合は、その都度、利用団体の指導者が受注者に通知するものとする。

5 食事等の料金及び徴収等

- (1) 食事等の料金は次のとおりとし、徴収については受注者の責任において行うものとし、キャンセルが発生した場合は、受注者と利用団体において協議を行うものとする。

・食堂利用 (税込)

区 分	朝 食	昼 食	夕 食	備 考
一 般 用	460円	660円	770円	—
幼 児 用	390円	550円	620円	未就学児

・弁当提供 (税込)

区 分	金 額	備 考
一 般 用	660円	—
幼 児 用	450円	未就学児

・野外炊飯材料代 (税込)

区 分	金 額
朝食	420円
カレーライス	650円
豚汁セット	650円
バーベキュー	要相談

※ 上記を基本メニューとする。なお、詳細については発注者と協議するものとする。

- (2) 食材の発注等は受注者において行い、(1)の食事等の料金を充てるものとする。
- (3) 食事等の料金に変更が必要な場合については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

6 経費の負担等

- (1) 発注者が保有する調理等の業務に必要な厨房等の施設及び厨房器具並びに食器等については、受注者に無償で貸し付けるものとし、当該物品等の不具合の改善、修理に要する経費は、原則、発注者の負担とする。
- (2) 調理等の業務にかかる電気・水道・ガス料金は発注者の負担とする。
- (3) 業務に伴い生じた調理くず、残飯、廃油及びその他のちり等は、受注者の責任において処分するものとする。
- (4) 食堂運営上、発注者または第三者に損害を与えたときは受注者の責任において、その損害を賠償するものとする。

7 保健衛生等

- (1) 受注者は、食品衛生法その他関係法令等を遵守し、保健衛生等に十分留意するとともに、従業員の健康管理及び食堂内並びにそれに付随する設備の衛生管理に努めるものとする。
- (2) 受注者は、従業員に対し月1回以上、病原腸内細菌検査及び定期的な健康診断を実施し、その結果を発注者に速やかに報告するものとする。
- (3) 受注者は、新たに配置させようとする従業員についても、健康診断及び病原腸内細菌検査を受診させ、異常がないことを証する書面を発注者に提出するものとする。
- (4) 食器類は、その都度熱湯消毒等による殺菌消毒を行うものとする。

8 厨房設備・備品等の管理及び点検

- (1) 厨房設備・備品等の使用及び管理に当たっては、十分な注意を払い、良好な管理を行うとと

もに、火災防止等の点検を行い事故防止に努めるものとする。

(2) 排水溝及び配管・トラップ等は、残さ等定期的な除去及び高圧洗浄等による清掃を行い、良好な管理を行うものとする。なお、食事提供日以外の清掃予定日については、事前に発注者と受注者で協議・調整するものとする。

(3) 厨房設備、備品等及び食器類は、整理整頓及び衛生管理に努めるものとする。

9 管理責任者及び従業員の届出

受注者は、契約締結後7日以内に少年自然の家食堂管理運営業務委託従事者届（様式第1）により、食堂を管理する責任者及び従業員（調理師免許を有する者1人以上を含む。）の氏名等を発注者に届け出るものとする。

10 委託業務完了届等

(1) 月々の業務を終了したときは受注者は、少年自然の家食堂管理運営業務食事提供数報告書（様式第2）及び少年自然の家食堂管理運営業務収支報告書（様式第3）、日常点検簿（様式第4）を翌月10日までに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は年間の業務を完了したときには、速やかに少年自然の家食堂管理運営業務完了報告書（様式第5）に少年自然の家食堂管理運営業務出納計算書（様式第6）を添付し発注者に提出するものとする。

(3) 受注者は食事提供及び調理業務に係る食材購入や保管状況など並びに施設の清掃管理等について、次の書類を定められた期日までに発注者に提出するものとする。

① 食材納入時検収票（様式第7） 食材等の検収日（休所日の場合は翌開所日）

② 食品冷却・加熱加工記録簿（様式第8） 食事提供等のあった日の翌日（休所日の場合は翌開所日）

③ 検食確認簿（様式第9） 食事提供日（検食と同時）

④ 従業員個人別健康観察記録簿（様式第10） 翌月の10日（休所日の場合は翌開所日）

11 その他

(1) 発注者は、業務の内容について必要と認めるときは、実地に調査及び関係帳簿の閲覧を行い、関係資料の提出及び受注者に改善を求めることができるものとする。

(2) 食堂施設等の状況について、毎月1回発注者及び受注者による食堂安全衛生パトロールを実施し、相互確認するものとする。

(3) その他必要な事項については、発注者及び受注者双方協議の上処理するものとする。